

三重大学法律経済学会『法経論叢』寄稿要領

1. 『法経論叢』への投稿資格を有する者は、原則として普通会员および賛助会員とする。
2. 『法経論叢』に登載する原稿の種類は、論説・研究ノート・判例研究・資料・その他とする。
3. 寄稿を希望するものは、あらかじめ定められた日までに、規定の寄稿申込用紙に記入のうえ、法律経済学会運営委員会（各号の編集担当者）に申し込まなければならない。
4. 編集に関する事項は、運営委員会が決定する。
5. 登載することが決定した原稿は、あらかじめ定められた締切日までに、編集担当者に提出しなければならない。締切日までに原稿を提出することが不可能であることが明らかになったときは、寄稿者は直ちに編集担当者にその旨を届けなければならない。
6. 寄稿申込の際に申し出た原稿の種類を変更する場合は、原稿提出時に文書をもって編集担当者にその旨を届けなければならない。
7. 翻訳の寄稿を希望する場合は、権利者が許諾した旨の文書のコピーを原稿提出時に添付しなければならない。
8. 論説および研究ノートにおいて資料を引用する場合は、以下の条件をすべて満たさなければならない。①資料が論説ないし研究ノートの叙述の内容に対して必ず従の関係であること、②資料が論説ないし研究ノートの叙述のうえで不可欠であること、③引用しようとする著作物の2分の1を超えないこと。
9. 原稿の枚数は、原則として、1原稿あたり、200字詰原稿用紙120枚までとする。欧文の原稿はA4ダブル・スペース1枚を200字詰原稿用紙3枚に換算する。図表は、1図表を200字詰原稿用紙3枚に換算するものとし十分精選して本文の展開に必要なものに限るものとする。これを超える枚数の原稿を提出したときは、2号以上に分割して登載することがある。
10. 登載を希望する原稿が次号以降にまたがる場合は、タイトルの末尾にその1、その2のように一連番号を付さなければならない。またその都度当該論文等の全体の目次原稿を運営委員会に提出しなければならない。
11. 校正は、3校までとする。ただし、①図表の大きさ、挿入位置等は、初校で明確に指定すること。②最終校正では、必要最小限の字句の訂正にとどめ、前後の段落またはページに影響する校正を行ってはならない。③校正段階で、大幅な記述変更をしたために印刷経費が増加したときは、増加した費用は執筆者の負担とすることがある。
12. ゲラ刷は、編集担当者が各執筆者に配付し、各執筆者が校正したゲラ刷は、定められた日までに編集担当者に返すものとする。自宅等大学以外の場所へのゲラ刷の郵送（印刷所への返送も含む）に関わる諸事務は、各自の責任と費用で行うものとする。
13. 抜き刷りは、50部まで無料とする。50部を超えるものについては自己負担とする。
14. 登載された論説等は、三重大学学術機関リポジトリにおいて電子化し、ウェブで公開することを許諾されたものと見なす。